

令和6年度 平塚市住居表示審議会 次第

日 時 令和6年 7月 3日 (水)
10:00 ~

場 所 平塚市役所本館619会議室

1 開 会

2 正副会長の選出

3 諮問事項

第24次(旭地区第2次住居表示実施地区(徳延・纏・河内))住居表示整備事業の町の区域及び町名、期日について

4 その他

5 閉 会

平塚市住居表示審議会 資料
令和6年（2024年）7月3日（水）10：00～

令和6年度 平塚市住居表示審議会

平塚市 都市整備部 都市整備課

諮問事項

第24次（旭地区第2次住居表示実施地区
（徳延・纏・河内））住居表示整備事業の

町の区域及び町名、期日

について

【概要と経過】

《旭地区の住居表示について》

- ・平成8年度頃から住居表示の実施について、旭南・北の両連合自治会に対して地域としての検討の協力を要請
- ・平成29年度に16の自治会長から構成される検討準備会を組織、検討を開始
- ・検討内容は、住居表示の実施区域や新しい町の区域、町名について
- ・実施対象区域は、実施済みの日向岡一丁目、二丁目と都市公園区域の高麗山公園を除く、**旭地区の10大字を3回に分けて実施**

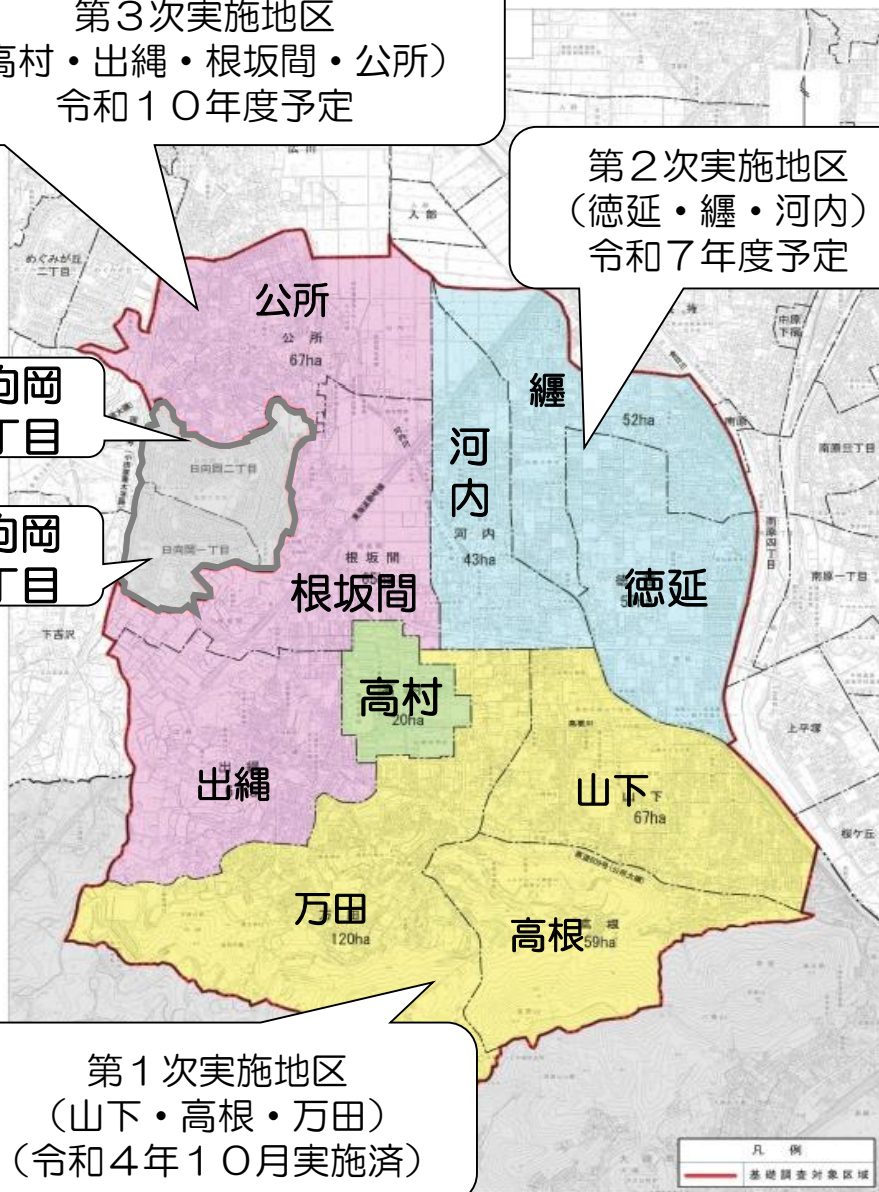
	大字名	実施予定年度
(旭地区) 第1次	山下 高根 万田	令和4年度 ※実施済 (令和4年(2022年)10月17日(月))
第2次	徳延 纏 河内	令和7年度予定
第3次	公所 根坂間 出縄 高村(※)	令和10年度予定 ※高村については、UR都市機構による平塚高村団地再生事業の進捗により、第3次実施区域に含めることとなります。

第3次実施地区
(高村・出縄・根坂間・公所)
令和10年度予定

第2次実施地区
(徳延・纏・河内)
令和7年度予定

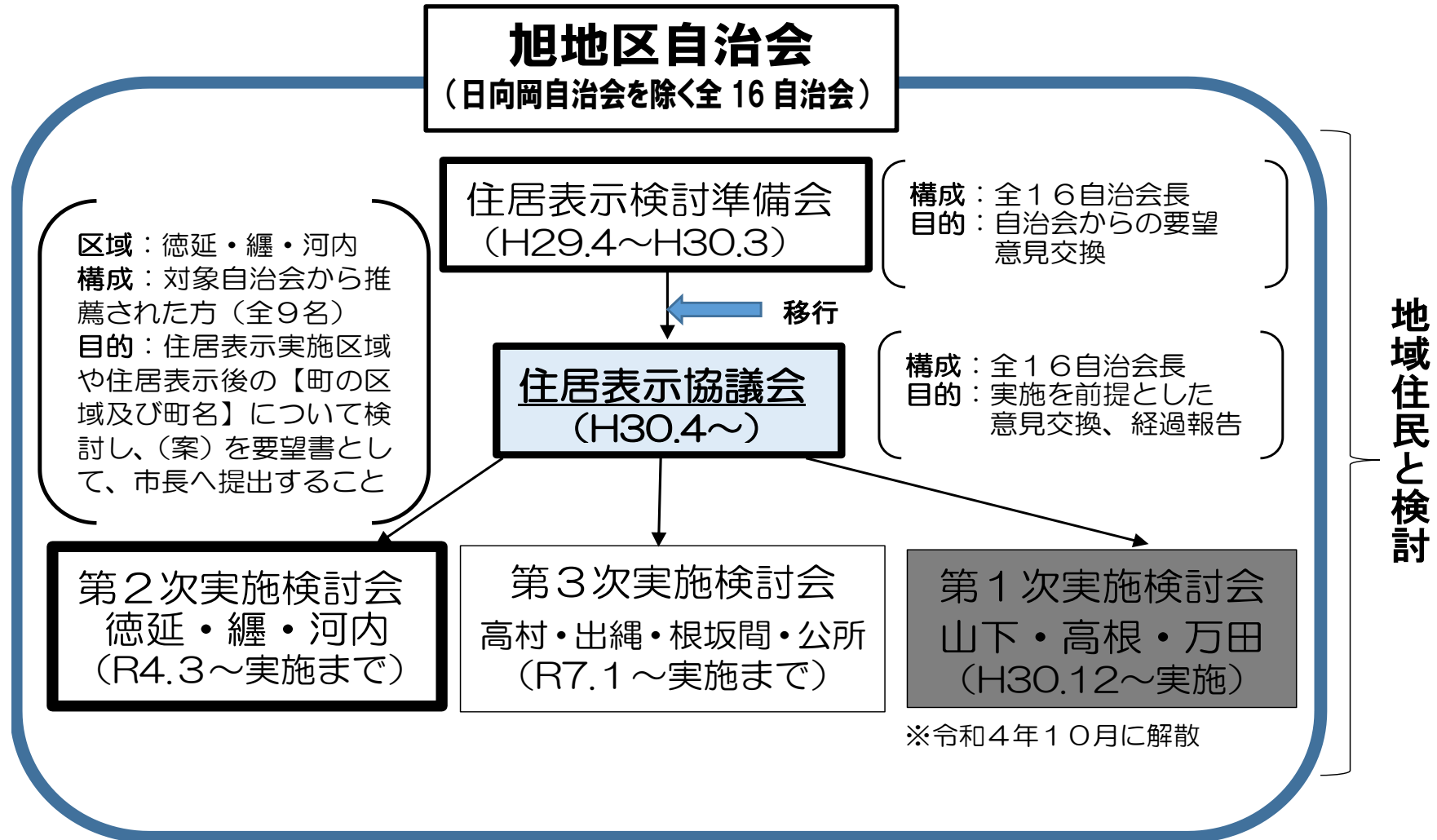
日向岡
二丁目

日向岡
一丁目

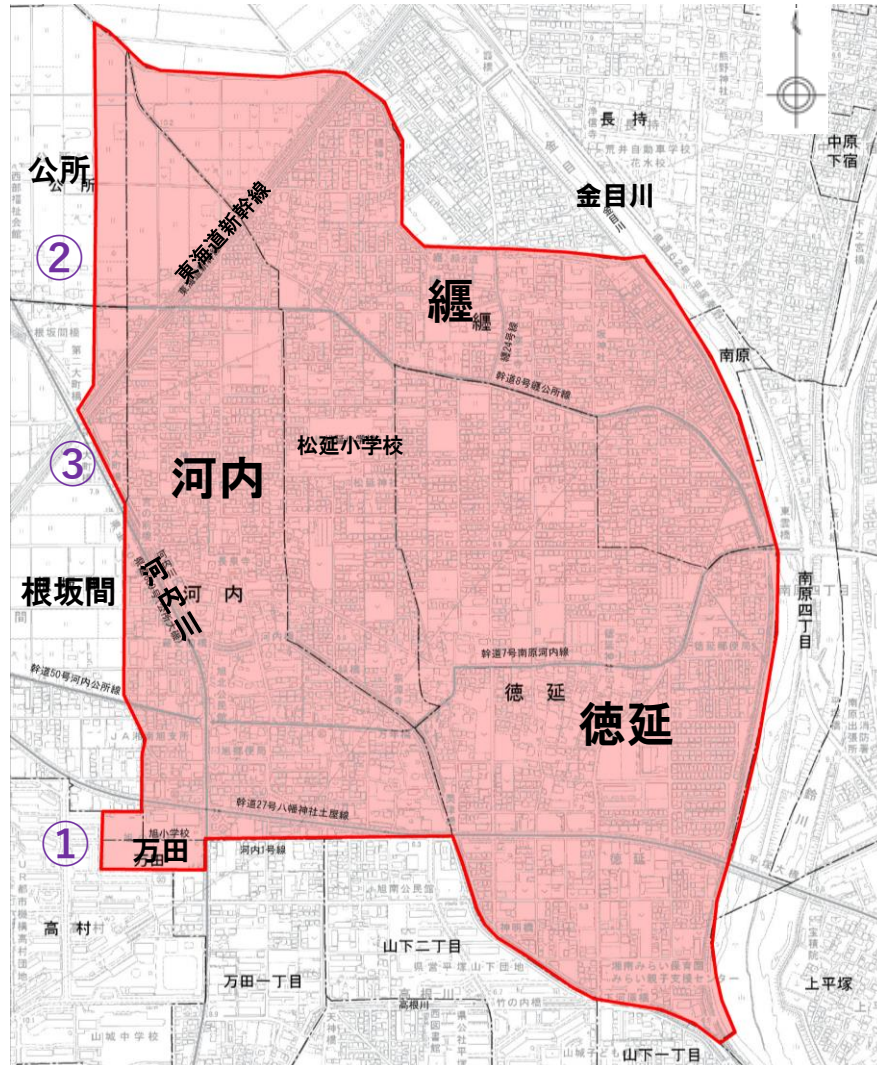


第1次実施地区
(山下・高根・万田)
(令和4年10月実施済)

○住居表示の実施に伴う地域の取り組み



市街地区域の設定（住居表示を実施する区域）



令和5年 8月 平塚市住居表示審議会答申



令和5年12月 平塚市議会可決

- 徳延・纏・河内はその**全域**を区域に含める。
※市街化区域だけではなく、その周辺の市街化調整区域についても状況により実施する。
- 旭小学校の敷地（万田及び根坂間の一部）を含める。
- 根坂間及び公所の一部を含める。
※大字界が変更となる地域の**意見**は十分に反映する。

○街区方式による住居表示の実施

○住居表示に関する法律（抜粋）

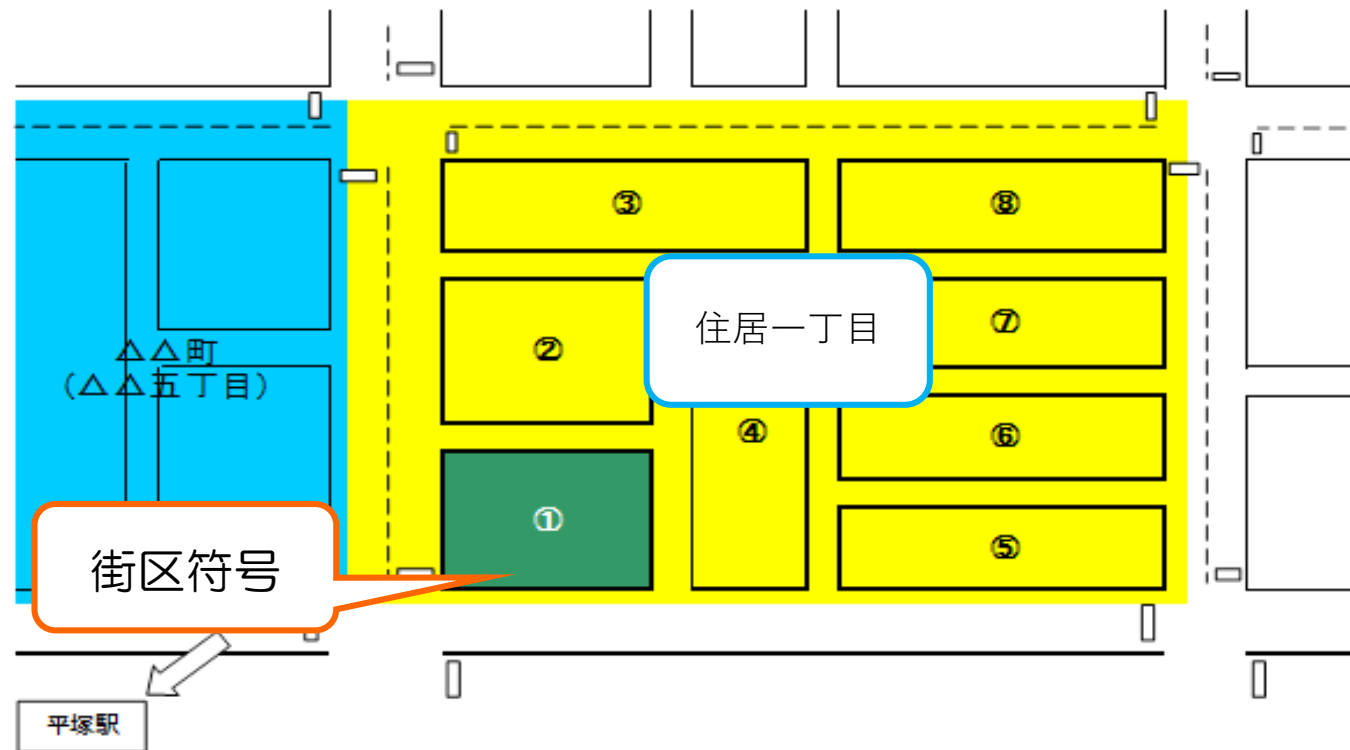
（住居表示の原則）

第2条

市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表示するには、都道府県、郡、市、区及び町村の名称を冠するほか、街区方式、道路方式のいずれかの方法によるものとする。

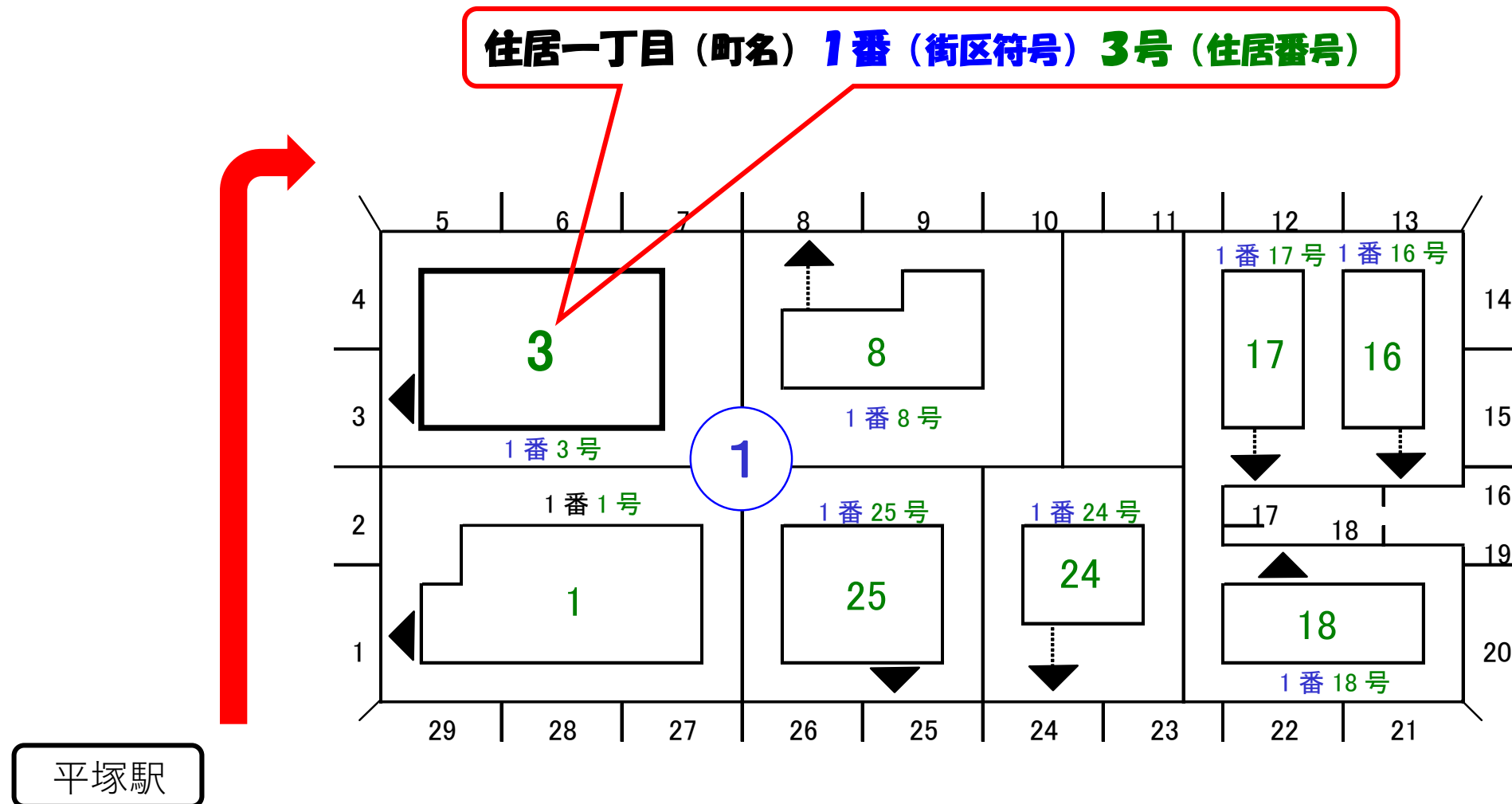
※平塚市住居表示整備事業実施要綱第3条にて、平塚市は街区方式と定めている。

・街区方式とは、道路や河川等の恒久的な施設で区画し、基準の平塚駅に最も近い街区から街区番号を付ける。



○街区方式による住居表示の実施

- ・ 街区方式による住居番号の付け方は、街区の周囲を平塚駅に最も近い角から、10m間隔で区切り、右回りに**基礎番号(フロンテージ)**を付け、基礎番号と**建物の主要な出入口の接する番号**が**住居番号**となる。



新しい町の区域及び町名の検討について

実施検討会では、新しい町の区域及び町名を検討し、
地域としての検討結果（検討会案）を要望書として市長に提出しました。
（令和6年1月）

【要望書の内容】

- ・大字徳延、纏、河内の新しい町の名前は、従来の名称を使用し、親しみやすく、分かりやすい「徳延一丁目～三丁目」「纏一丁目～四丁目」「河内一丁目～二丁目」とした。
- ・新しい町の境界は、原則公道や河川等の恒久的な施設で区画し、町の規模はおおむね99,000～330,000平方メートルを基準とし、市街地の用途や人口、家屋の密度、地形等を考慮して定めた。
- ・より分かりやすい町にするため、現大字界の一部変更を行う箇所があるが、住民説明会の開催等により住民の意見を踏まえた上で、検討結果とした。

【参考】

令和5年5月発行

旭地区第2次住居表示実施検討会

住居表示に関する 大切なお知らせ 第3号

河内・纏地区の 町界の一部変更を 検討しています！

平塚市では、「分かりやすく、訪ねやすいまちづくり」の実現を目指して、住居表示に関する法律に基づき、旭地区の住居表示を進めております。

旭地区第2次（徳延・纏・河内）住居表示検討会では、住居表示の検討を進める中で、より分かりやすいまちとするため、河内・纏地区の町界の一部を変更することを検討しています。

（詳細については、裏面を御参照ください。）

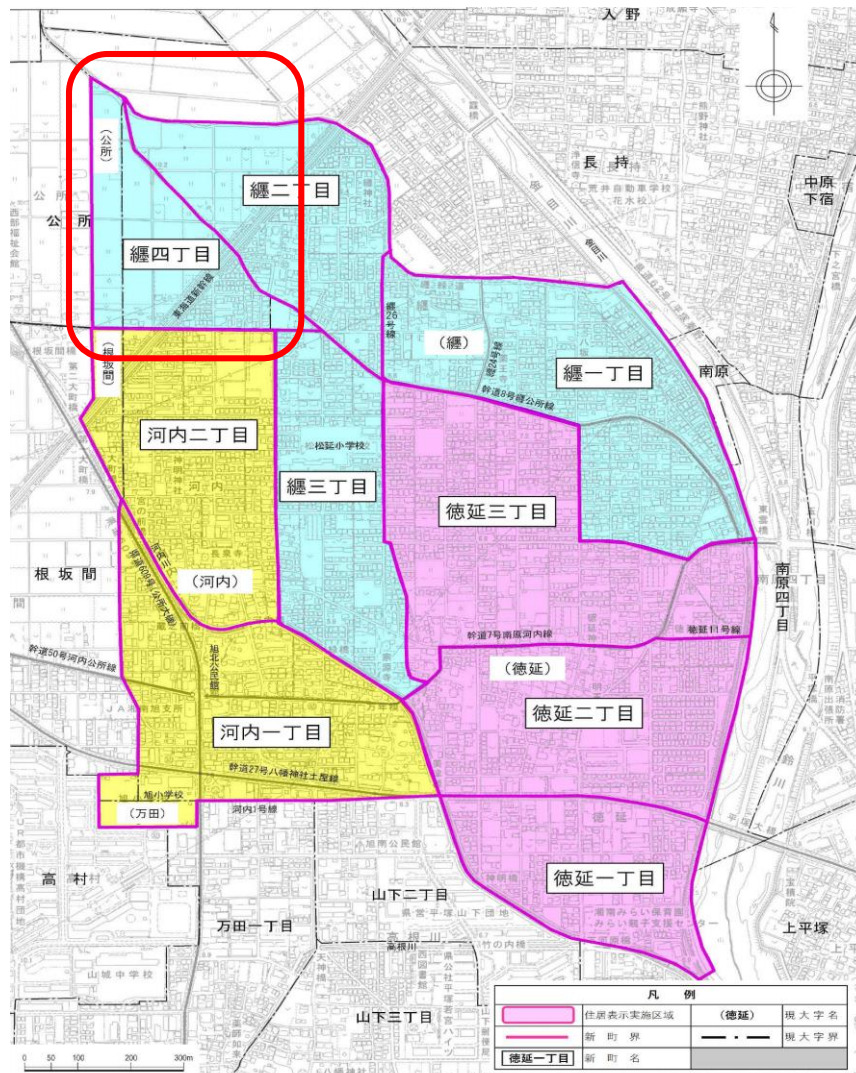
今後も検討会での検討内容を地域の皆様へお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。



『住居表示に関する大切なお知らせ』

旭地区第2次住居表示実施検討会から定期発行され、これまでに第5号まで発行されている。

内容は、検討内容の進捗を報告するものとなっており、広報ひらつかに折り込み、実施区域に全戸配付している。



【町の区域及び町名（案）】

左の図のとおりとする。

○ポイント

- ・ 町の境は、原則として地域の主要な公道や河川などの公共地物とする。
- ・ 大字徳延は「徳延一丁目～三丁目」、大字纏は「纏一丁目～四丁目」、大字河内は「河内一丁目～二丁目」とする。
- ・ 旭小学校の敷地内にある大字万田、大字根坂間の一部は河内一丁目を含め、河内川に隣接した大字根坂間の一部を河内二丁目を含む。
- ・ 北部の大字河内の一部を纏四丁目を含め、大字公所の一部も纏四丁目を含む。
- ・ 大字界が変更になる地域の意見は十分に反映する。

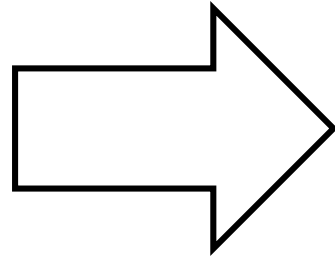
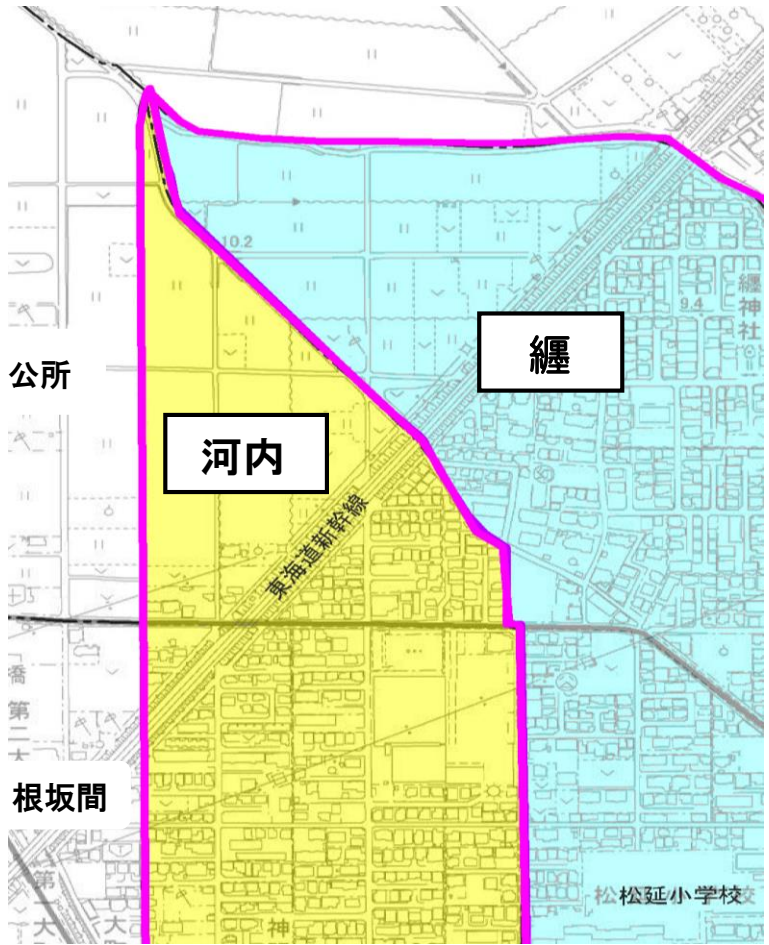
【期日（案）】

実施期日は

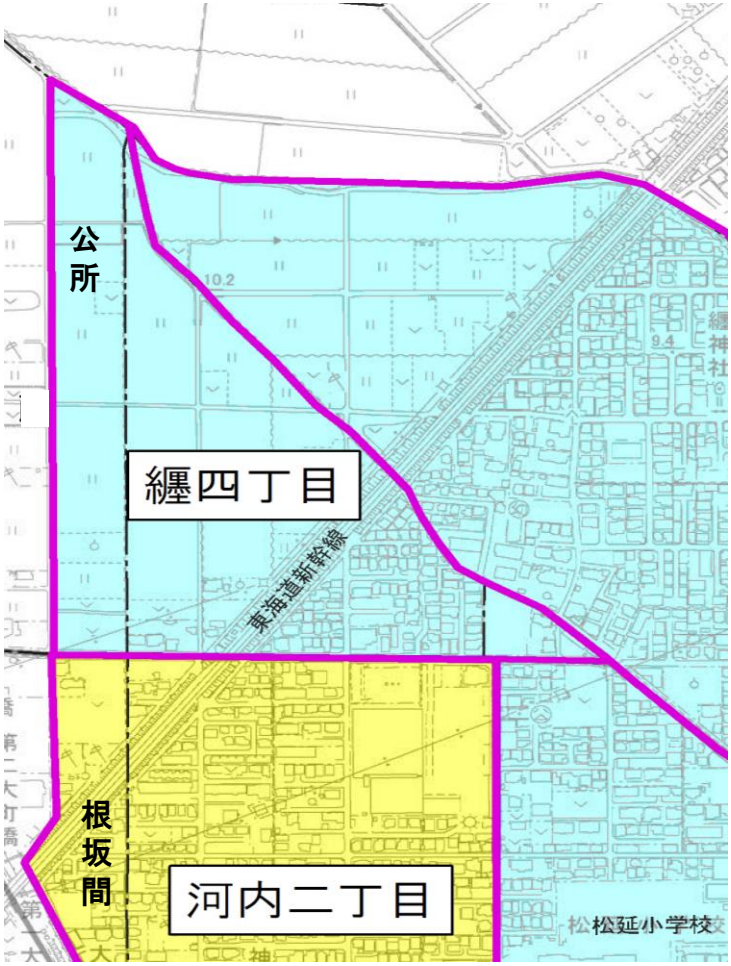
令和7年（2025年）10月14日 とする。

参考：町の区域 拡大図（纏四丁目）

【現在の町界】



【新しい町の区域】



その他

- ・ 今後のスケジュール

【今後のスケジュール（予定）】

年度	月日等	（旭地区）第2次	（旭地区）第3次	
令和6年度 (2024年度)	7月3日	住居表示審議会 (町の区域及び町名、期日)		
	7月8日	住居表示に関する法律に基づく公示 (変更請求期間 7月9日～8月7日(30日間))		
	12月	議会へ上程 (町の区域及び町名)	下半期	旭地区第3次住居表示実施検討会 設立
令和7年度 (2025年度)	8月	地方自治法、住居表示に関する法律 に基づく告示	通年	検討会による旭第3次実施地区に 係る住居表示実施区域、新しい町 の区域、町名の検討
	10月14日	旭地区第2次住居表示実施		